## 裁 決 書

審査請求人 住所 ○○市○○ 氏名 X 処 分 庁 ○○市福祉事務所長

上記審査請求人(以下「請求人」という。)が平成28年6月20日に提起した上記処分庁の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護廃止決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主

処分庁の請求人に対する保護廃止決定処分を取り消す。

事 実

処分庁は、法第 26 条の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで同年〇月〇日を もってする保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、同日付け〇号で 請求人に通知した。

請求人は,本件処分を不服として,法第 64 条の規定により,茨城県知事に対し 審査請求に及んだものである。

理由

## 1 請求人の主張

請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張 した。

- (1) 平成〇年〇月〇日に〇〇に就職したが,勤務時間が短いこと,同月〇日に手を怪我したため欠勤したこと等から,給料が少なく生活費に満たないものであったのに,処分庁が給料の額を確認することなく保護を廃止したことは不当である。
- (2) 母親による引取りは事実であるが、自分も母親も収入が少ない状況であるのに、処分庁が収入の状況を確認することなく保護を廃止したことは不当である。
- (3) 同年〇月〇日付けで処分庁宛て提出した保護辞退届は、処分庁の職員から指示されて書いたものである。
- (4) 本件処分には、○○を所管する都市計画課も関与している。
- 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものであって、同庁は、その理由としておおむね次のとおり主張した。

- (1) 本件処分の理由は、請求人の母親宅への転居による親類の引取りにより決定 されたもので、母親から生活支援が受けられることが期待されたからである。 また、請求人の同年○月○日からの就労による収入増も考慮された。
- (2)本件処分に当たり、同年〇月〇日付けで提出された保護辞退届は考慮されていない。

なお、当該届は、本人の了承のもと記入し提出されたものであり、処分庁の 職員が請求人に対し強制して書かせたものではない。

## 3 審査庁の事実認定

本件処分については、請求人及び処分庁の主張により、次の事実が認められる。

- (1)請求人は、○○市○○に居住しているとして保護を受けてきたが、平成○年 ○月以降、処分庁は、実際には請求人が母親宅である○○(以下「母親宅」と いう。)に生活実態があるため、請求人に対し母親宅へ転居するよう指導をして きた。
- (2) 平成〇年〇月〇日, 処分庁は, 請求人に対し, 法第27条に基づき, 同年〇月 〇日を期限として次のとおり指示した。
  - ア 速やかに就労し安定した収入を確保し、自立を目指すこと。
  - イ 実際に居住する場所へ転居すること。
- (3) 同年〇月〇日, 処分庁は, 請求人から, 母親と同居するため同年〇月〇日から保護を辞退する旨の保護辞退届を受領した。
- (4) 同年○月○日, 請求人は, ○○に入社した。勤務時間は, 8 時から 12 時までとされた。
- (5)請求人は、同月〇日に指を怪我したため〇日間欠勤し、同月〇日から再び出勤した。
- (6) 同月○日, 処分庁の職員が○○の室内等を確認し, 請求人が母親宅への転居を完了したと判断した。また, 請求人から, ○○には同月○日から出勤しており, 指の怪我で欠勤したものの, 同月○日から再び出勤していることを聞き取った。
- (7) 同月〇日, 処分庁は, 本件処分を行い, 同年〇月〇日付けで請求人宛て通知 した。

なお,通知文書に記載された本件処分の理由は,「親類(母)の引取り」であり,請求人の同年〇月〇日からの就労による収入増加については記載されていない。

- (8) 処分庁は、請求人の母親宅への転居及び就労の事実を確認し、保護を廃止しても急迫した状況に陥るとは認められないことから、本件処分を行ったものであって、本件処分に当たり、処分庁は請求人の給料の額を確認していない。
- (9) 本件処分に当たり、処分庁は、請求人について、最低生活費と収入充当額とを対比する保護の要否判定を行っていない。また、処分庁は、母親について収

入を確認していない。

ただし,処分庁は,今後生活に窮したときは,母親と請求人の2人世帯として,改めて保護の申請をするよう指導していた。

## 4 審査庁の判断

(1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」と定めている。

同条の規定により保護の廃止を行う場合の取扱いの基準は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第 10 の問 12 において示されており、これによると、保護を廃止すべき場合とは、原則として「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」又は「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされている。

(2) 実施機関において収入に関する定期若しくは随時の認定を行おうとするとき、 又は当該世帯の収入に変動のあったことが推定され若しくは変動のあることが 予想されるときは、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせることとされて いる(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚 生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の1(1))。

また、収入の認定に当たっては、申告のほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等の全てについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている(次官通知第8の1(4))。

(3)保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入(収入充当額)との対比によって決定することとされている(次官通知第10)。

また、現に保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費を超えるに至り保護の廃止を必要とする際には、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定することとされている(課長通知第10の問6)。

(4) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、速やかに、扶養能力の調査を行い、適宜の処理を行うこととされている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け厚生省社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第5の4(4))。

(5) 扶養能力の調査は、扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者 その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査することとされて いる(局長通知第5の2(1))。

さらに、生活保持義務関係以外の親子関係にある者のうち、扶養の可能性が期待される者等については、その者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、その者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について、実地に調査することとされている(局長通知第5の2(2))。

(6) これらを本件についてみるに、被保護者が保護を必要としなくなったときに 保護を廃止する場合の取扱いの基準は、上記(1)のとおりであるから、処分 庁は、本件処分に当たっては、請求人の世帯につき、「当該世帯における定期収 入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生 じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」又は「当該世帯 における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おお むね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に該当 するかどうか調査する必要があったというべきである。

これらの基準のうち、請求人の世帯に「定期収入の恒常的な増加」又は「収入の臨時的な増加」に該当する事情があったかどうかについて、処分庁は、請求人及び母親の収入について調査しておらず、必要とされる調査を行っていない。

請求人は、平成〇年〇月〇日から就労しており、これにより収入が増加するであろうことは推測できるが、請求人の収入の増加により保護の必要がなくなったとする場合においては、上記(2)のとおり収入について調査し、上記(3)のとおり請求人について現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比を行うべきであって、請求人の就労及び出勤の事実を確認したのみでは、必要とされる調査を行なったとはいえない。

また、処分庁は、本件処分の理由について、請求人が母親宅へ転居したことにより母親からの生活支援が期待されたからであると主張している。これは、請求人の扶養義務者である母親による扶養義務の履行が期待されたから本件処分を行った旨の主張と解されるが、上記(4)のとおり、扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、当該扶養義務者の扶養能力を調査した上で適宜の処理を行うとされているのであって、扶養義務者宅へ転居した事実を確認したことのみをもって、母親による扶養義務の履行により保護の必要性がなくなったと判定することは、適当ではない。

このほか、処分庁が、請求人の世帯について、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」又は「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に該当する事情があるかどうか、調査を行った事実は認められない。

以上のことから、処分庁は、本件処分に当たり必要とされる調査を行っておらず、その余の点について判断するまでもなく、本件処分は不当な処分というべきであり、本件審査請求には理由がある。

よって,主文のとおり裁決する。

平成29年2月2日

茨城県知事 橋 本 昌